

工事現場の熱中症対策に関する現場管理費補正の運用について（通知）

このことについて、令和 2 年 7 月 3 日付けで、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策の費用計上に関する当面の取扱いを通知したところですが、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂に伴う国土交通省の運用変更により、令和 2 年 7 月 3 日付けの通知を廃止することとしたので参考までに通知します。

記

1 用語の定義

(1) 真夏日

(現行) 日最高気温 28 度以上を観測した日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 28 度以上の場合とする。

(変更) 日最高気温 30 度以上を観測した日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度以上の場合とする。

2 対象工事

土木工事標準積算基準書（共通編、河川編、道路編、電気通信編、機械編）及び公園緑地標準歩掛、港湾請負工事積算基準を適用し、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くものとする。

3 適用

文書日付日以降に協議を開始する工事から適用する。

4 問合せ先

技術企画課 積算・市町支援グループ (TEL 087-832-3521)